

議第7号

平成24年度京都市京北地域水道特別会計予算

平成24年度京都市京北地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,345,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

平成24年2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

2 京北地域水道

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,428
	1 分 担 金	1,428
2 使用料及び手数料		144,511
	1 使 用 料	144,501
	2 手 数 料	10
3 国庫支出金		244,892
	1 国庫補助金	244,892
4 繰 入 金		609,554
	1 一般会計繰入金	608,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	1,292
	3 農業集落排水事業特別会 計繰入金	262
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3,614
	1 雑 入	3,614
7 市 債		341,000
	1 市 債	341,000
歳 入 合 計		1,345,000

歳 出		
款	項	金 額
1京北地域水道費		千円 1,345,000
	1京北地域水道費	143,518
	2京北地域水道整備費	1,095,256
	3公 債 費	105,226
	4予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,345,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成25年度	千円 926,000
細野簡易水道整備事業費	平成25年度	420,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
京北地域水道整備費	千円 341,000	発行価格が額面と異なる場合は、その差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元均等法により償還する。ただし、財政の都合その他によって、繰上償還をすることができない。